

第 13 章

事後調査の計画

第13章. 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果を表 13.1-1 に示す。

表 13.1-1 (1) 事後調査項目の選定

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 事後調査項目選定結果 |
|------------|---------|-------------|------------|
| 大気質 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 造成等の工事 | ○ |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ |
| | | 自動車交通の発生 | × |
| | 騒音・低周波音 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 施設の稼働 | × |
| | | 自動車交通の発生 | ○ |
| 振 動 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| | | 自動車交通の発生 | × |
| 悪 臭 | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| 水 質 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| 水 象 | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| | | 施設の存在 | × |
| 土 壤 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| 動 物 | 工 事 | 建設機械の稼働 | ○ |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | ○ |
| | | 造成等の工事 | ○ |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 植 物 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| 生態系 | 工 事 | 建設機械の稼働 | ○ |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | ○ |
| | | 造成等の工事 | ○ |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 景 観 | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| | | 施設の存在 | ○ |
| 自然とのふれあいの場 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| | | 施設の存在 | × |
| | | 施設の稼働 | × |
| 史跡・文化財 | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 日照阻害 | 存在・供用 | 施設の存在 | ○ |
| 電波障害 | 存在・供用 | 施設の存在 | × |

表 13.1-1 (2) 事後調査項目の選定

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 事後調査項目選定結果 |
|----------|---------|-------------|------------|
| 廃棄物等 | 工 事 | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| 温室効果ガス等 | 工 事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | 造成等の工事 | × |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | × |
| | | 自動車交通の発生 | × |

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由を表 13.1-2 に示す。

表 13.1-2 (1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 除外する理由 |
|----------|---------|-------------|--|
| 大気質 | 工 事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 自動車交通の発生 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 騒音・低周波音 | 工 事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった騒音レベルは、現況に影響を与えないものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、規制基準や環境基準を満足し、低周波音レベルは、評価の指標とした超低周波音を知覚するとされている音圧レベルを下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 振 動 | 工 事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における振動レベルは、振動規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、影響は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、評価の指標とした規制基準を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 自動車交通の発生 | 予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 悪 臭 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。したがって、事後調査項目から除外する。 |

表 13.1-2 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 環境影響評価項目 | 影響要因の区分 | 影響要因 | 除外する理由 |
|------------|---------|-------------|---|
| 水質 | 工事 | 造成等の工事 | 予測の精度が確保されているとともに、工事中における降雨に伴う濁水については、埼玉県生活環境保全条例に基づく許容限度を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 水象 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 本事業では適切な規模の調整池を設け雨水流出を抑制することから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と整合が図られている。また、緑地の整備や雨水浸透枠等の設置等により地下水の涵養を図ることから、埼玉県生活環境保全条例による地下水のかん養の努力義務と整合が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 施設の存在 | |
| 土壤 | 工事 | 造成等の工事 | 表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壤汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。また、埋め戻し等に使用する土壤は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行うなどの環境保全措置を講ずることで、影響は最小限に抑えられると予測する。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 植物 | 工事 | 造成等の工事 | 改変地の多くは耕作地及び市街地のため、動植物の生育基盤となる自然度の高い植生の改変は少ない。また、確認された保全すべき種についても、逸出もしくは生育箇所が改変区域外であるため特別な配慮を必要としないと考えられる。また、減少する植生に対しては、公園の植栽に樹木を用いるほか、進出企業と調整し、新たな樹林地を確保することで、事業により実施可能な範囲で影響の低減が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | |
| 自然とのふれあいの場 | 工事 | 建設機械の稼働 | 工事中の一時的な遊歩道の通行止めは避けられないが、可能な限り迂回ルートを設定することにより、工事中の利用も可能となる。また、工事用車両の交通は、工事工程の調整により通行の分散を図り、また警備員を配置することで、自然とのふれあいの場への影響は最小限に抑えられると予測する。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | |
| | | 造成等の工事 | |
| | 存在・供用 | 造成地の存在 | 供用後は、林神社は保全されることから、実行可能な範囲内で影響を回避・低減できるものと評価する。また、新たなふれあい活動の場が創出されることで当該地域の利用性が向上すると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 施設の存在 | |
| | | 施設の稼働 | |
| | | 自動車交通の発生 | |
| 電波障害 | 存在・供用 | 施設の存在 | 予測の精度が確保されているとともに、施設の存在によるテレビ電波受信状況の影響は一定程度の範囲で生じるもの、進出企業に対しては、計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 廃棄物等 | 工事 | 造成等の工事 | 工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | 施設の稼働に伴う廃棄物は、各進出企業でできる限り再利用を施す等適正に処理するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 温室効果ガス等 | 工事 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、工事期間中の一時的な影響であること、また、建設機械の稼働時間の短縮に努める等の定性的な環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できることから、その影響は小さいものと考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | |
| | | 造成等の工事 | |
| | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。 |

13.2 調査方法等

13.2.1 大気質

1) 調査内容

(1) 大気質の状況

造成等の工事による粉じん等、施設の稼働による大気質を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

大気質の状況についての調査方法を表 13.2-1 に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1(1) 調査方法（大気質の状況（造成等の工事による粉じん等））

| 調査項目 | 調査方法 |
|---------------|---------|
| 粉じん 降下ばいじん | ダストジャー法 |

表 13.2-1(2) 調査方法（大気質の状況（施設の稼働による大気質））

| 調査項目 | 調査方法 |
|-----------------|----------------------------------|
| 二酸化窒素 | 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法 |
| 二酸化硫黄 | 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 |
| 浮遊粒子状物質 | 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 |
| 炭化水素（非メタン炭化水素） | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に定める方法 |
| その他の大気質に係る有害物質等 | 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 |

3) 調査地域・地点

最大値出現地点周辺 1 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

造成等の工事による粉じん等については、予測時期と同じとし、調査期間は 1 か月間とする。

施設の稼働による大気質については、全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間は 1 週間とする。

13.2.2 騒音

1) 調査内容

(1) 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

騒音の状況についての調査方法を表 13.2-2 に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-2 調査方法（騒音の状況）

| 調査項目 | 調査方法 |
|--------|--------------------------|
| 道路交通騒音 | 「騒音に係る環境基準について」に準拠 |
| 断面交通量 | 車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録 |

3) 調査地域・地点

関連車両の走行ルート上の 3 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期とし、

調査期間は平日 1 日（24 時間）とする。

13.2.3 動物・生態系

1) 調査内容

(1) 動物・生態系の状況

保全すべき種を中心に計画地及び周辺 200m の範囲における工事着手前、工事中及び供用時の生息状況及び生態系の状況を把握する。なお、生態系の状況把握は動物の調査結果を用いる。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

動物の状況についての調査方法を表 13.2-3 に示す。なお、現地調査の結果、事業計画地内もしくは近傍で猛禽類の営巣の可能性が示唆された際は追加の調査を検討する。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-3 調査方法（動物の状況）

| 分類群 | 手法 | 調査概要 |
|---------|---------|--|
| 哺乳類 | 任意踏査 | 個体の目撃及び生活痕跡の確認を目的とした踏査。 |
| 鳥類 | 任意踏査 | 調査地を踏査し、出現した鳥類の種名、個体数、同定根拠を記録。 |
| | ラインセンサス | 調査ライン上をゆっくりとした一定速度（時速約 2km）で歩き、ラインから片側 25m（観察幅 50m）に出現した鳥類の種名、個体数、同定根拠を記録。 |
| | 定点調査 | 観察地点を設定し、一定時間（10 分間）以内に出現した鳥類の種名、個体数、同定根拠を記録。 |
| 両生類・爬虫類 | 任意踏査 | 調査地を踏査し確認された爬虫類・両生類の種名、確認状況を記録。 |
| 昆虫類 | 任意採取 | 調査地内を踏査しながら捕虫網により捕獲し、確認された昆虫類の種名、確認状況を記録。 |
| 魚類 | 捕獲調査 | タモ網等の漁具を用いた捕獲調査。捕獲後は、種名、体長、湿重量を記録。 |
| 底生生物 | 採集調査 | 定量及び定性調査の実施 |

3) 調査地域・地点

予測地域・地点と同様とし、計画地及びその周辺 200m とするが、施工状況により実施できない場合は適宜変更する。

4) 調査期間・頻度

調査期間は、工事着手前、工事中、造成工事終了後及び供用開始 3 年後とする。なお、分類群ごとの調査時期・頻度は表 13.2-4 に示すとおりである。

表 13.2-4 調査時期（動物の状況）

| 分類群 | 調査時期 | 調査回数 |
|---------|--------------------|--------------------------|
| 哺乳類 | 春、夏、秋、冬 | 各季 1 回、年 4 回 |
| 鳥類 | 春、繁殖期、夏、秋、冬 | 各季 1 回、年 5 回 |
| 両生類・爬虫類 | 春、夏、秋、ニホンアカガエルの産卵期 | 各季 1 回、年 3 回（両生類のみ年 4 回） |
| 昆虫類 | 春、夏、秋 | 各季 1 回、年 3 回 |
| 魚類 | 春、夏、秋 | 各季 1 回、年 3 回 |
| 底生生物 | 春、夏、冬 | 各季 1 回、年 3 回 |

13.2.4 景観

1) 調査内容

(1) 景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

3) 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点と同様とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（概ね供用開始3年後）とする。なお、調査期間・頻度は1回とする。

13.2.5 史跡・文化財

1) 調査内容

(1) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

3) 調査地域・地点

計画地内の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は、工事中とする。

13.2.6 日照阻害

1) 調査内容

(1) 日照阻害の状況

日影の状況を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

日影の状況については、竣工図の確認による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

3) 調査地域・地点

日影の状況については、計画地内の建物とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（概ね供用開始3年後）とする。

13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。

調査の結果、その環境影響が本事業に起因されると判断される場合は、所沢市が主体となり、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

13.4 事後調査の実施体制

13.4.1 事後調査の提出時期

事後調査については、調査完了後の適切な時期に事後調査報告書を提出するものとする。

13.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査の実施者は、都市計画決定権者である所沢市が実施する。